

**訪問看護ステーションおひさま
指定訪問看護事業運営規定
(医療保険)**

事業の目的

第1条 社会福祉法人太陽会（以下「本事業者」という。）が設置する訪問看護ステーションおひさま（以下「本事業所」という。）において実施する指定訪問看護事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、指定訪問看護の円滑な運営管理を図るとともに、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な指定訪問看護の提供を確保することを目的とする。

指定訪問看護の運営の方針

第2条 本事業所が実施する事業は、利用者が要介護状態等となった場合においても、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるように配慮して、その療養生活を支援し、心身機能の維持回復を図るものとする。

2 利用者の心身の特性を踏まえて、日常生活の充実に資するよう、その療養上の目標を設定し、計画的に行うものとする。

3 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。

4 事業の実施にあたっては、利用者の所在する市町村、地域の保険医療サービス及び福祉サービスの提供者との連携に努めるものとする。

5 本事業者は、自らその提供する訪問看護の質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。

事業所の名称等

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称：訪問看護ステーションおひさま
- (2) 所在地：千葉県館山市正木 1,314 番地 1

従業者の職種、員数及び職務の内容

第4条 本事業所における従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者：保健師または看護師 1 名（常勤職員）

管理者は、主治医の指示に基づき適切な指定訪問看護が行われるよう必要な管理及び従業者の管理を一元的に行うとともに、本事業所の従業者に対し遵守すべき事項についての指揮命令を行う。

- (2) 看護師：常勤換算 2.5 名以上

看護師は、主治医の指示に沿って指定訪問看護計画書を作成し、当該計画に基づき指定訪問看護を行うとともに、実施後は訪問看護報告書を作成する。

- (3) 事務職員：1 名

必要な事務を行う。

営業日及び営業時間

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日：月曜日から金曜日までとする。
但し、国民の祝日及び休日、12月30日、31日、1月2日、3日を除く。
- (2) 営業時間：午前8時30分から午後5時までとする。
- (3) 連絡体制など：上記のほか、電話等により24時間常時連絡・相談が可能な体制とするとともに、必要に応じて訪問等の適切な対応ができる体制とする。

指定訪問看護の提供方法

第6条 本事業所における指定訪問看護の提供方法は、以下のとおりとする。

- (1) 主治医が交付した訪問看護指示書により、訪問看護計画書を作成し、指定訪問看護を実施する。
- (2) 訪問看護指示書の交付を受けずに利用申し込みが行われた場合は、主治医より指示書の交付を受けるよう指導する。
- (3) 指定訪問看護の提供に際しては、主治医の所属する医療機関との連携を図る。

指定訪問看護の内容

第7条 本事業所で行う指定訪問看護は利用者の心身機能の維持回復を図るよう妥当適切に行うことを目的として、次に掲げる事業を行う。

- (1) サービス内容の例
 - ① 病状・障害の観察
 - ② 療養環境の整備
 - ③ 清拭・洗髪等による清潔の保持
 - ④ 食事及び排泄等日常生活の世話
 - ⑤ ターミナルケア
 - ⑥ 認知症患者の看護
 - ⑦ 褥瘡の予防・処置
 - ⑧ リハビリテーション
 - ⑨ カテーテル等の管理
 - ⑩ その他医師の指示による医療処置
 - ⑪ 家族に対する療養生活及び介護方法の指導
 - ⑫ 福祉サービスの紹介
- (2) 訪問看護計画書に基づく指定訪問看護
- (3) 訪問看護報告書の作成
- (4) 主治医等関係者との情報共有及び連携

利用料等

第8条 指定訪問看護を提供した場合の利用料の額は、健康保険法等に規定する基本利用料によるものとし、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

2 指定訪問看護に要する交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、以下の額とする。

事業所を基点として片道 1 kmにつき 50 円（税別）

3 その他の利用料として次の額の支払いを受けるものとする。

- (1) 営業時間内で1時間30分を超える訪問看護 : 30分あたり 2,000 円（税別）
- (2) 営業日以外の訪問看護 : 30分あたり 1,000 円（税別）
- (3) 週3回を超える訪問看護（回数制限のある場合）: 1回あたり 8,500 円（税別）
- (4) 死後の処置料 : 12,000 円（税別）
- (5) 日常生活上必要な物品 : 実費
- (6) 在宅以外での訪問看護 : 1時間あたり 9,000 円（税別）
- (7) キャンセル料 : 当時連絡なしの場合利用料金の100%

4 前三項の利用料等の支払いを受けたときは、利用者又はその家族に対し、利用料とその他の利用料（個別の費用ごとに区分）について記載した領収書を交付する。

5 指定訪問看護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用料の内容及び金額に関し事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

通常の実業の実施地域

第9条 通常の実業の実施地域は、館山市、南房総市（和田町を除く）、安房郡鋸南町の一部の区域とする。

緊急時等における対応方法

第10条 指定訪問看護の実施中に利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨機応変の手当てを行った上で、速やかに主治医に連絡し、指示を求める等の必要な措置を講じるとともに管理者に報告する。なお、主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じるものとする。

2 利用者に対する指定訪問看護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者にかかる居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。

3 利用者に対する指定訪問看護の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

衛生管理等

第11条 看護師等の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとする。

苦情処理

第12条 指定訪問看護の提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じるものとする。

2 本事業所は、提供した指定訪問看護に関し、介護保険法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

3 本事業所は、提供した指定訪問看護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

個人情報の保護

第13条 利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

2 利用者の個人情報については、事業者における医療・介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了承を得るものとする。

虐待防止に関する事項

第14条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
- (2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
- (3) その他虐待防止のために必要な措置
- (4) 担当者の選定

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

その他運営に関する留意事項

第15条 本事業所は、従業者の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、ま

た、業務の執行体制についても検証、整備する。

(1) 採用時研修：採用後 1 ヶ月以内

(2) 継続研修：年 2 回

2 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 事業者は、従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

4 本事業者の従業者に、その同居の家族である利用者に対する指定訪問看護の提供をさせないものとする。

5 本事業所は、訪問看護に関する記録を整備し、その完結の日から 2 年間保存するものとする。

6 本事業所は、業務継続に向けた計画（BCP）を策定し、研修や訓練を実施する。

7 本事業所は、感染症の発生及び、まん延等に関する取り組みの為に、研修や訓練を実施する。

8 本事業所は、職場におけるハラスメント対策を講じる。

9 この規程に定める事項の外、運営に関する事項は本事業者と本事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。